

令和 7 年度 一般社団法人日本病院薬剤師会事業計画 (令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

本会は、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、国民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とし、その実現のため毎年度事業計画を立て実施している。

令和 6 年 4 月から実施された第 8 次医療計画には薬剤師の確保が明記されており、各地域で薬剤師確保・偏在対策が進められている。令和 6 年度診療報酬改定では、賃金引き上げのためのベースアップ評価料や薬剤業務向上加算、がん薬物療法体制充実加算及び医療 DX 推進体制整備加算等が新設されるとともに、ポリファーマシー対策としての薬剤総合評価調整加算の見直しもされ、その動向を注視していかなければならない。

また、医薬品の供給体制については、出荷調整、出荷停止及び回収等のサプライチェーンの問題が引き続いて発生している。長期化する医薬品の供給問題への対応にご尽力頂いていることに関して、会員の皆様に感謝を申し上げる。

薬剤師には薬の専門職としての資質向上のためのたゆまぬ研鑽が求められている。薬剤師の資質をさらに向上していくためには、薬物療法をとりまく最新の知見を幅広く習得するなど、生涯研修の充実に努めなければならない。これを支援する観点から、今後も引き続き日病薬病院薬学認定薬剤師制度と認定薬剤師・専門薬剤師制度の一層の充実を図る必要がある。

薬剤師としての使命を果たすため、施設の地域性・規模・機能に関わらず、正確な調剤はもとより、病棟薬剤業務のより一層の充実を図り、医薬品の適正使用の推進、積極的な処方提案に取り組むなど、チーム医療と病棟業務に精通した薬剤師がその職能を活かし、適切な薬学的管理を提供することが期待されている。また、医療従事者の働き方改革に対応するため、薬剤師には医薬品全般に関わる業務効率の向上やタスク・シフト/シェア、電子カルテ・電子処方箋をはじめとする医療 DX の推進が求められている。

しかし、薬剤師の不足及び偏在問題は深刻で、地域によっては恒常的に人材の確保が困難な状況にあり、新しい取り組みばかりでなく、基本的な業務の遂行にも支障となっている。第 8 次医療計画に基づいて厚生労働省が策定した薬剤師確保計画ガイドラインを参考に、薬剤師不足及び偏在の解消を進めつつ、地域医療介護総合確保基金を利用した薬剤師修学資金貸与事業や薬剤師派遣を行うための経費等あらゆる機会を捉えて就労環境の改善に努めることが必要と考える。

令和 6 年度の事業は概ね計画どおり実施できている。本会が取り組んでいる資質の向上、職能拡大、薬剤師不足及び地域偏在の解消を 3 本柱として令和 7 年度も引き続き活動を行い、以下に掲げる事項について取り組むこととする。

1. 医療の質の向上への貢献

薬剤師は、薬の専門職として薬物療法の提供に責任をもち、チーム医療の一員として患者に寄り添い、最適な薬物療法を提供することにより、医療の質の向上に資するための業務展開を図る。

- (1) 病棟業務（薬剤管理指導および病棟薬剤業務等）の充実を図り、患者に寄り添う医療の提供体制の確保を図る。
- (2) 多様化する外来患者および地域医療連携に対応するため、外来業務の充実を図る。
- (3) 高齢者はもとより、小児期、思春期、青年期、妊娠・授乳期、壮年期等、個々の患者に対する最適な処方設計支援・提案等を充実する。
- (4) ポリファーマシー対策を推進する。
- (5) 各施設の医療機能に対応した業務展開のため、薬剤師業務の改善を図る。
- (6) 医療 DX を利用した薬剤師業務の実践と課題について検討するとともに、会員への周知・啓発を図る。

2. 医療安全対策の推進

安心・安全で質の高い医療提供のため、医薬品の適正使用の実践と医療安全の更なる推進を図る。

- (1) 医薬品の適正使用に関する最新の情報の管理、提供体制を充実することにより、各施設における効果的な安全対策を推進し、重篤な副作用、薬害の防止を図る。
- (2) 医薬品リスク管理計画（RMP）の利活用により医薬品の安全性の確保を図る。
- (3) ハイリスク薬に対して適切な薬学的管理を推進する。
- (4) 未承認新規医薬品等を用いる場合に、適正な医療を確保するために必要な体制の整備・充実を図る。
- (5) プレアボイド活動の充実を図る。
- (6) 医療安全に関する講習会を開催する。
- (7) ICT の利活用等を通じて医療安全を図る。

3. 地域医療連携の推進

医療機能の分化・地域完結型医療への移行により、今後様々な場面で多様な連携が不可欠である。特に、かかりつけ薬剤師・薬局等との連携は重要であることから、その推進および具体化を図る。

- (1) 医薬品の適正使用に必要な医療情報等を、医療機関、介護保険施設、地域包括支援センター等に対し、より速やかに伝達する方法について検討する。
- (2) かかりつけ薬剤師・薬局等、特に、入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）、がん等の専門的な薬学管理に他医療

提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）と病院との連携体制を構築する。

（３）地域薬剤師会、医師会等、他団体との連携を図る。

（４）電子処方箋、電子お薬手帳等デジタル化された情報を利用して医療機関・薬局等との情報の共有活用を推進する。

４．病院・診療所および介護保険施設等の薬剤師業務の実践

先進的な業務の実践例を提示し、研修会を実施する等、薬剤師に求められている多様な業務を推進する。

（１）病棟等における薬学的管理、薬物療法に関する説明、医師への処方提案等の処方支援及び糖尿病患者等における自己注射や自己血糖測定等の実技指導等を推進する。

（２）業務効率の改善に向けた取り組みを推進する。

（３）タスク・シフト/シェアの様々な好事例を提示し、各医療機関の実状を考慮した業務の充実を図る。

（４）プロトコールに基づく薬物治療管理（Protocol Based Pharmacotherapy Management：PBPM）の積極的な実施を推進する。

（５）周術期の薬学的管理の充実を図る。

（６）救急外来の薬学的管理の充実を図る。

（７）退院患者への薬剤管理指導の実施率の向上を図る。

（８）薬学的管理・指導を充実し、高齢者をはじめとし不適切な多剤投与を減らす等、薬剤師の責務として適正な薬物治療の実施を推進する。

（９）入院時における持参薬の確認および適切な評価の充実を図る。

（１０）注射剤調剤業務、特に薬剤師による抗がん薬の無菌調製の完全実施を図る。

（１１）後発医薬品・バイオ後続品の適正使用を推進する。

（１２）医薬品等の包装等へのバーコード等の表示に対する対応を推進する。

（１３）夜間・休日における業務体制の確立を図る。

（１４）薬剤耐性（AMR）対策も含めた感染対策への積極的な参加を推進する。

（１５）放射性医薬品の管理、調製への積極的な参加を推進する。

５．日本病院薬剤師会の組織体制の強化

地域偏在への対応や会員へのサービス等の向上のため、現状を評価し検討を行う。

（１）第８次医療計画に基づき地域偏在の解消に向けて、病院薬剤師の人員不足に対する対策を厚生労働省、病院団体等と連携して対応する。

（２）地域医療介護総合確保基金を活用した病院薬剤師確保策を作成する。

（３）病院薬剤師増加・会員増加のため、都道府県病院薬剤師会の活動を支援すると共に連携を強化する。

（４）病院薬剤師の待遇改善に向けた対応を推進する。

- (5) 病院薬剤師等の多様な働き方を検討し、充実を図る。
- (6) 薬剤師確保、離職防止対策の好事例を収集し、会員に共有する。
- (7) 健全な財政基盤を堅持すると共に、中長期的な財政状況の把握と見通しについて検討する。
- (8) 会員不在の医療機関、介護保険施設に入会を働きかけ、会員の増加を図る。
- (9) 日本病院薬剤師会の運営にあたり、次世代を担う人材の発掘と育成を行う。
- (10) 拡大する薬剤師業務に対応した日病薬の組織、事務局体制の強化と運営の改善を図る。
- (11) 会員管理システムの稼働による都道府県病薬の要望に対応する管理体制を整える。
- (12) 特定募集情報等提供事業者として求人・求職者に情報を提供し、病院薬剤師確保に努める。

6. 薬剤部門の現状調査の実施および今後の業務展開の方向性の検討

薬剤部門の現状を把握し、薬剤師の職能を広く広報するための基礎データとして、また、将来の方向性を検討するため定期的に業務調査を行う。

- (1) 薬剤部門に関する調査を行い、病院・診療所等における薬剤師業務の現状把握・分析・評価を行う。
- (2) 薬剤師の今後の業務展開の方向性、将来ビジョンを検討する。
- (3) 薬剤師以外の者の業務に関する指導、教育体制について検討する。
- (4) 調査結果をもとに、薬剤師業務のエビデンスを構築するとともに、令和 8 年度診療報酬改定に向けて、要望事項を検討する。
- (5) 本調査の回収率を上げるための方策を講じる。

7. 災害への対策・対応

災害発生時に適切に対応できる支援体制を構築する。

- (1) 災害対策に関する規程および手引きを継続的に改定訂し整備する。
- (2) 都道府県病院薬剤師会・関連団体との連携を強化する。
- (3) 人材育成を目標としたプログラムを作成し、研修会を開催する。

8. 社会への広報活動の推進

広報活動を充実して薬剤師の一層の見える化を図る。

- (1) 国民に薬剤師の活動・職能が理解されるように広報活動を行う。
- (2) 施設紹介のホームページを充実させ、薬学生や未就労者に向けた広報活動を積極的に行い、薬剤師の地域偏在の解消を図る。
- (3) 都道府県病院薬剤師会が開催するお薬相談会等を支援する。

9. 臨床研究の推進

薬剤師業務の質の向上等の科学的な基盤を得るため臨床研究を奨励・推進する。

- (1) 薬剤師の業務改革・評価に繋がる臨床研究の実施を奨励・推進し、エビデンスを収集する。
- (2) 上記に関わる研究課題を公募し、成果の発表並びに論文化を推進する。
- (3) 会員の各種学会への積極的な参加と発表を奨励・推進する。

10. 生涯研修制度、研修事業の実施

生涯研修は、薬の専門職である薬剤師の責務の一つであり、また、今後の薬剤師キャリアパスを見据え、卒後教育・研修を含めた薬剤師の資質向上を支援する制度の構築および研修事業を実施する。

- (1) 日病薬病院薬学認定薬剤師制度の運用と実施体制の強化に取り組む。
- (2) 質の高い各種研修会・セミナー等を開催する。
- (3) e-ラーニングシステムを活用した生涯研修を推進し、地域差の解消に努める。
- (4) Web を利用した研修会の実施を推進する。
- (5) 新人研修会を行う。
- (6) 卒後教育・研修の充実を図るための検討を行う。
- (7) 日本薬学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会等の学会・関連団体並びに薬学部・薬科大学との連携を強化する。

11. 認定薬剤師・専門薬剤師の認定事業の実施

医療の高度化・多様化に対応できる専門性の高い薬剤師を育成する。

- (1) 専門薬剤師および認定薬剤師養成のための研修事業を実施する。
- (2) がん薬物療法専門薬剤師、感染制御専門薬剤師、精神科専門薬剤師、妊婦・授乳婦専門薬剤師および HIV 感染症専門薬剤師の認定を行う。
- (3) がん薬物療法認定薬剤師、感染制御認定薬剤師、精神科薬物療法認定薬剤師、妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師および HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定を行う。
- (4) Web を利用した研修会の実施を推進する。
- (5) 医療で求められる薬剤師の新たな専門領域について検討を進める。
- (6) 専門薬剤師の制度設計のあり方について、他団体や学会との協議を含め検討を行う。

12. 薬剤師養成のための薬学教育への協力

大学と協力し資質の高い後進の育成を図る。

- (1) 改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに則った均質で質の高い実務実習

ができるよう、多施設実習等の体制の強化を図る。

- (2) 地域医療や様々な機能の医療機関を理解するために、ふるさと実習及びグループ実習を推進する。
- (3) 日病薬認定指導薬剤師の認定を行う。

1 3. 会員への情報提供および啓発事業の充実

様々な情報を会員に速やかに提供する。また、その方法について検討する。

- (1) 正確で質の高い情報をホームページに掲載する等、会員に必要な情報伝達について効率的な運用に取り組む。
- (2) 日病薬誌の内容の充実と読みやすくするための工夫を図る。
- (3) 日病薬誌の電子媒体での公開について検討・実施する。
- (4) 業務等に有用な出版物の発行を推進する。
- (5) 日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forum を開催し、日病薬の事業内容等について会員に情報提供を行う。

1 4. 国際交流事業の強化

諸外国の薬剤師を巡る環境を理解し情報を共有するため、グローバル化を奨励・推進する。

- (1) 国際薬剤師・薬学連合 (International Pharmaceutical Federation : FIP) の組織運営に関わるとともに、世界の薬剤師・薬学関連組織と情報共有を図る。
また、諸外国の薬剤師や関連団体との交流を推進する。
- (2) 米国病院薬剤師会 (American Society of Health-System Pharmacists : ASHP) 主催学会における会員の研究成果発表を支援し、海外研修派遣事業あるいは国際協力事業への研修協力を行う。
- (3) FIP、ASHP 及び FAPA 等が開催する国際的学術大会の情報を会員に周知し、積極的な参加を奨励する。
- (4) 連携協定を締結した韓国、タイ王国との学術交流のための意見交換を行う。

1 5. その他

- (1) 日病薬賠償責任保険制度を運用する。